

議案第 77 号

おいらせ町立児童館条例の一部を改正する条例について

おいらせ町立児童館条例（平成 18 年おいらせ町条例第 104 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 9 月 1 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

木ノ下児童館の老朽化による移転改築事業による北部児童センターの増改築工事完成後の本年 12 月 1 日から、2 館を統合して新たに「木ノ下児童センターみらい館」を設置し、また、南部児童センターの名称を「木内々児童センターひまわり館」に変更し、併せて、児童館の業務に「放課後児童健全育成事業の実施に関すること。」を追加するため、提案するものである。

おいらせ町立児童館条例の一部を改正する条例

おいらせ町立児童館条例（平成18年おいらせ町条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「おいらせ町立」を削り、「名称」の次に「(おいらせ町立)」を加え、「南部児童センター」を「木内々児童センターひまわり館」に改め、同表木ノ下児童館の項及び北部児童センターの項を削り、同表に次のように加える。

木ノ下児童センターみらい館	おいらせ町青葉二丁目 50 番地 72
---------------	---------------------

第3条に次の1号を加える。

(4) 放課後児童健全育成事業の実施に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の改正規定施行の際現に改正前の児童館によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の児童館によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。この場合、改正前の木ノ下児童館及び北部児童センターの行為にあつては改正後の「木ノ下児童センターみらい館」の行為と、改正前の南部児童センターの行為にあつては改正後の「木内々児童センターひまわり館」の行為とそれぞれみなし、配置職員の任命及びおいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号）第4条により委嘱又は任命された各児童館の運営協議会委員の身分も、同様とする。